

鹿児島県道路公社工事発注見通しの公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県道路公社が発注する工事（以下「工事」という。）の発注見通しの公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 公表は発注見通し一覧表（別記第1号様式）により、鹿児島県道路公社ホームページの閲覧に供して行うものとする。

2 発注見通し一覧表は原則として工事執行単位ごとの記載とする。ただし、工事執行単位が未確定の場合は事業箇所単位とすることとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 工事発注見通しは、原則として毎年度5月までに、当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が二百五十万円を超えない見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって鹿児島県道路公社の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る、次の事項を公表することとする。

（1）工事の名称、場所、期間、種別及び概要

（2）入札の方法

（3）入札を行う時期

2 工事発注見通しは、7月、10月、1月を目途に、公表した事項を見直し、変更が生じた場合には、変更後の当該事項を公表することとする。

附 則

この要領は、平成30年10月25日から実施する。

○年度 第○回鹿児島県道路公社工事発注見通し一覧表

※留意事項

- 対象の工事は、鹿児島県道路公社が〇年度に入札若しくは入札手続きを開始する予定価格が250万円以上の工事です。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって道路公社の行為を秘密にする必要があるもの及び作成時点で工事内容の確定が出来ないものは除きます。
 - 表中の「入札予定時期」は、一般競争入札にあっては公告、指名競争入札にあっては公募又は指名通知、随意契約にあっては契約を締結する時期を掲載しています。
 - 発注見通しは作成時点における今後の予定であり、実際に発注される工事内容等がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されていない工事が発注される場合があります。
 - 各工事に関する問い合わせは、担当部署へお願いします。